
I 第4期障害福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年に施行された「障害者自立支援法」（平成25年4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正）により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定を義務づけられ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を地域の実情を踏まえて提供できるよう、数値目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込み量及びその見込み量確保のための方策を定めることとされました。

本市においては、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期として障害福祉計画を策定し、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

第4期障害福祉計画は、第3期障害福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成29年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量の確保のための方策等、本市における障害者施策の一層の充実を図るために策定するものです。

また第4期障害福祉計画の策定のための国の基本指針において、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の確保に関する事項が定められたことから、障害児支援の見込み量及び確保のための方策等についても定めます。

なお、より実態を把握するため、障害福祉サービス等の見込み量について、第3期障害福祉計画では支給決定としていたものを、第4期障害福祉計画では支給決定・利用の二つで見込みます。

第3期障害福祉計画では、障害福祉サービス等の利用の見込み量は定めておりませんが、参考として第3期障害福祉計画の期間の実績について、第4期障害福祉計画にも掲載しております。

＜障害者総合支援法（平成17年法律第123号）抜粋＞

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

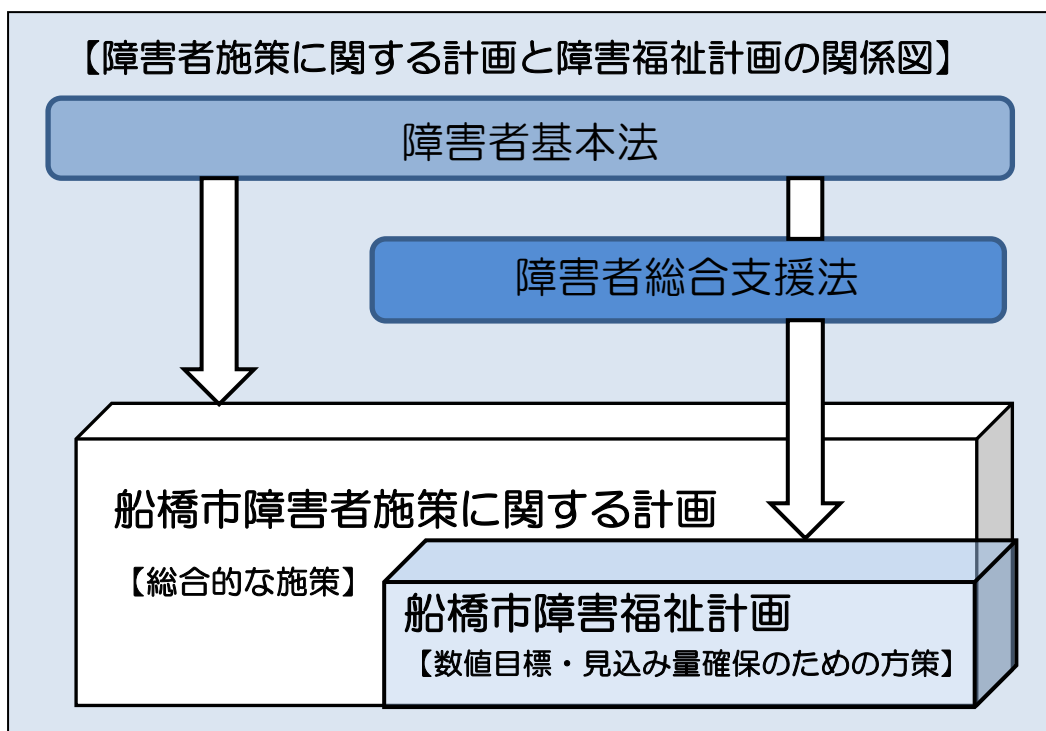
二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項制確保に關し必要な事項（第3項以下 略）

2 計画の位置づけ

本市においては、障害者基本法に基づき平成27年2月に「第3次船橋市障害者施策に関する計画」を策定し、「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指し、「生活支援」「保健・医療」「教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」「雇用・就業、経済的自立の支援」「生活環境」「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」の各分野について施策の推進を図ることとなっています。この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年となっています。

一方、障害者総合支援法において義務づけられた本計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の体制の確保を目的とした計画で、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の下位計画に位置づけられます。主に、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の第1章「生活支援」と第4章「雇用・就業、経済的自立の支援」に記載されている就労の促進や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るため、数値目標やサービスの見込み量を確保するための方策を定めるものです。



3 計画に対する取り組み

第3期障害福祉計画の策定以降、本市においては、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、さまざまな施策を推進してきました。

第4期障害福祉計画においても、障害のある人をはじめ、幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるため、船橋市自立支援協議会及びその下部組織である課題別専門部会において意見聴取を行うとともに、市民の皆様の意見を反映させるためのパブリックコメントを実施し、本計画を地域の実情に即した実効性のあるものとするよう努めました。

計画に対するこれまでの取り組み

●地域で自立した生活を送るための施策

地域生活への移行に際し、重要な役割を担うグループホームに対しては、それらを創設する事業者に対する整備費の補助に加え、運営費に対する補助を行っています。平成26年度よりスプリンクラー等による補助を行うなど施設整備についての補助を拡充しております。またグループホームについては、消防法、建築基準法の課題があり、関係機関・関係部局と連携して問題解決に取り組んでいます。

●一般就労を促進するための施策

障害のある人の一般就労を促進するための中核となる機関として、社会福祉法人大久保学園が運営する「障害者就業・生活支援センター」を県の委託により設置しており、本市としては、支援員を1名増員するための補助を行い、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う同センターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進に努めました。

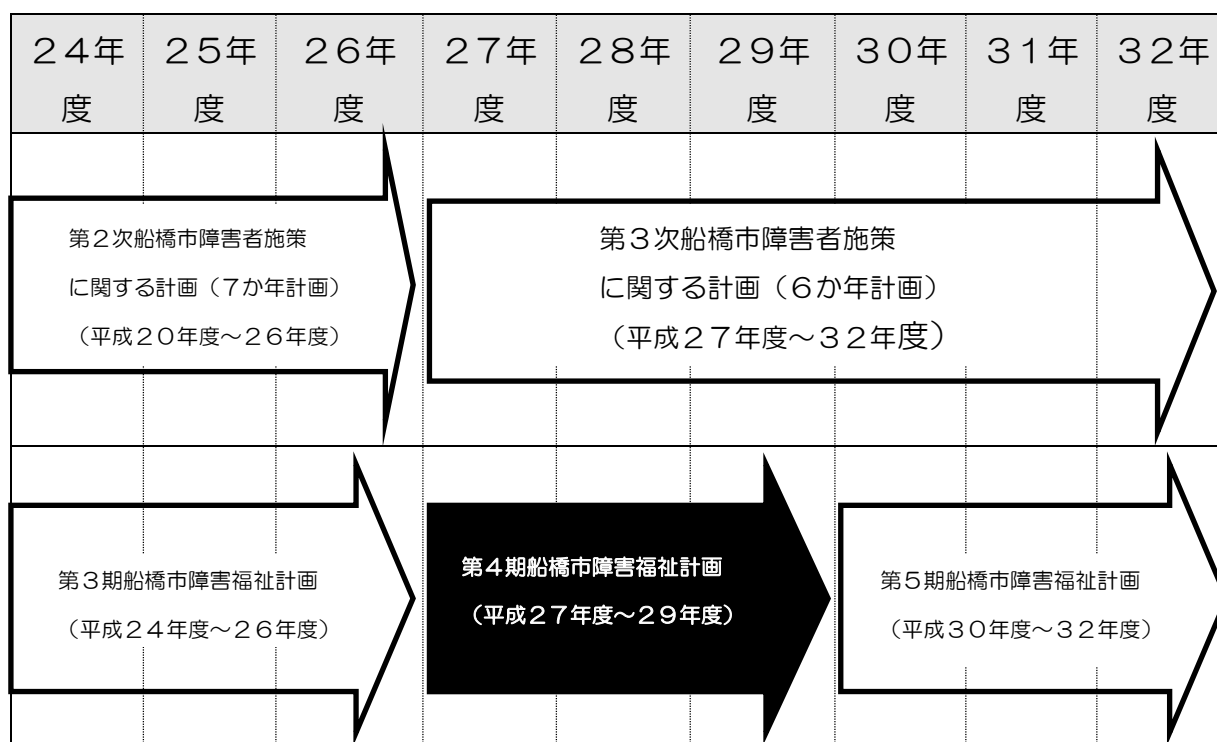
また、一般就労に向けた職場実習の機会を確保するための就業開拓事業を実施し、1名の職員が市内の事業所を訪問し、企業の障害のある人への理解の促進や一般就労に向けた職場実習先の確保に積極的に取り組みました。

4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中において、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

「第3次船橋市障害者施策に関する計画」と「第4期船橋市障害福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。



5 計画の基本理念

本計画の基本理念は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害のある人や障害のある子どもの自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、第1期から第3期障害福祉計画の理念と第3次船橋市障害者施策に関する計画との整合を図ったうえで、次に掲げる3点とします。

(1) 障害のある人や障害のある子どもの自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人や障害のある子どもが必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害のある人や障害のある子どもに対する一元的なサービスの実施

障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを利用できるよう、サービスの充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害に含まれるものとしてサービスの給付の対象となっているところであり、その旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人や障害のある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人や障害のある子どもの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO法人などによるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

Ⅱ 障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容

「障害福祉サービス」、「相談支援」、「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」は、国と地方公共団体が費用を負担し、障害の種別にかかわらず全国一律で共通に実施されています。

本計画においては、障害福祉サービスを地域で暮らす障害のある人や障害のある子どもの生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間を過ごす住まいとそこでの支援を提供する「居住系サービス」に分類しています。

地域生活支援事業については、障害者総合支援法第77条において、本市が実施しなければならない事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、専門性の高い相談支援事業（障害児等療育支援事業）が定められております。また、上記の事業のほか、市町村の判断により、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定められています。

各サービス及び事業の内容は、以下の通りです。

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、その他生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、その他生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

行動援護

知的障害や精神障害により、行動に著しい困難を有する人が行動する際、生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

①自立訓練（機能訓練）では、障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

②自立訓練（生活訓練）では、障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

また、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害のある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援（宿泊型自立訓練）を行います。

就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

①就労継続支援A型は、通常の事業所に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

②就労継続支援B型は、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

療養介護

医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

（3）居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

※平成 26 年 4 月より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活等に関する相談・助言のほか、日常生活上の支援を行います。

2 指定相談支援

障害者総合支援法第5条に規定されている指定相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行うもので、後述する地域生活支援事業の相談支援事業とは区別されます。

特定相談支援事業

特定相談支援事業は、障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行う計画相談支援のほか、基本的な相談支援を行うサービスです。

一般相談支援事業

一般相談支援事業は、障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人等に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行う地域移行支援や、単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う地域相談支援のほか、基本的な相談支援を行うサービスです。

3 地域生活支援事業

※第4期計画における見込み量を設定した事業の内容になります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人などの理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人など、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

(3) 相談支援事業

障害者相談支援事業

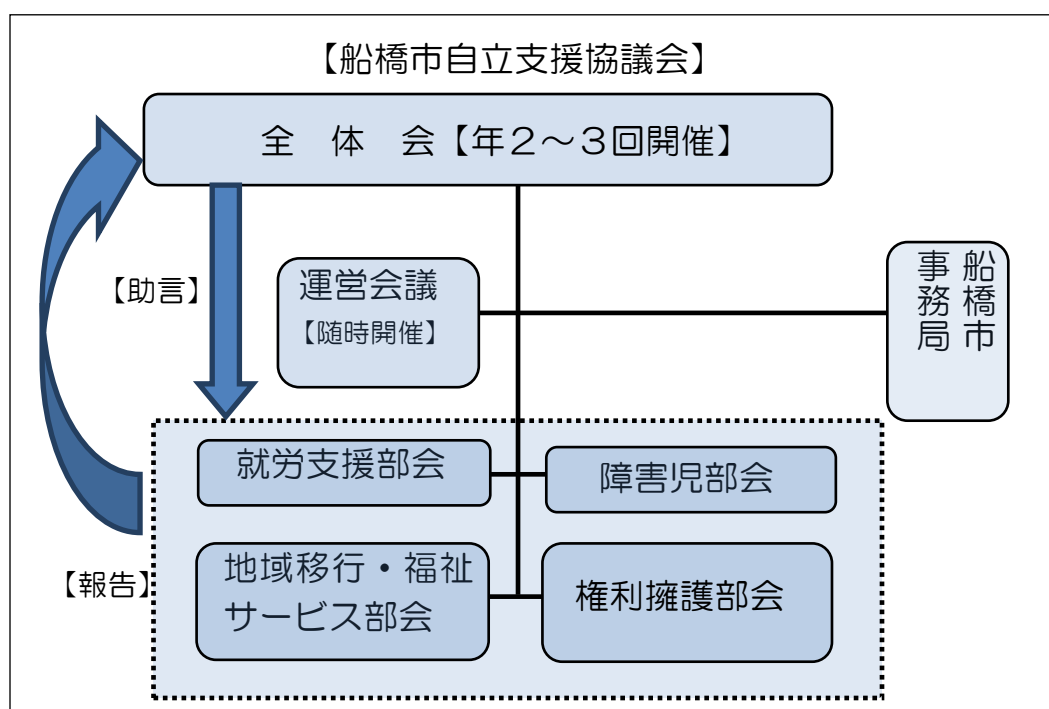
障害者相談支援事業は、市町村が、障害者等の福祉に関する各般の問題に対し、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う事業です。

本市では市内社会福祉法人、NPO法人、障害のある人及びその家族などから組織されている船橋福祉相談協議会に委託して、総合相談窓口「ふらっと船橋」において、障害の種別を問わず、障害のある人やその家族を対象とした相談業務を行っています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターと連携し、市内の相談支援体制の充実を図っています。

船橋市自立支援協議会

船橋市自立支援協議会は、関係機関、関係団体、障害のある人及びその家族並びに障害者等の福祉・医療・教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について

協議を行う場です。



基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等機能強化事業は、障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士など専門的な資格を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援する事業です。

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を目的とした制度です。

(6) 意思疎通支援事業

本市では、意思疎通支援事業として、「船橋市福祉サービス公社」に委託して、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業、要約筆記者設置事業を実施しています。

手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業です。

手話通訳者設置事業は、手話通訳者が常駐し、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を受ける事業です。

要約筆記者派遣事業は、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、文字により、意思を伝達する要約筆記者を派遣する事業です。

要約筆記者設置事業は、要約筆記者が常駐し、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、市の窓口などでの文字により、意思を伝達する事業です。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などの自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

(9) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害のある人などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

本市では、個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援である「個別支援」と複数の利用者に対する同時支援である「グループ支援」があります。

支援の内容は、①社会生活上必要不可欠な外出の支援、②余暇活動などの社会参加のための外出の支援です。また、移動先での活動支援についても、移動支援事業としてサービスを提供しています。

なお、移動支援事業の対象者のうち、視覚障害があり移動に著しい困難がある人へのサービスについては、障害福祉サービスの同行援護に位置付けられています。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター事業は、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。

事業内容により、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型に分けられます。

地域活動支援センターⅠ型

地域活動支援センターⅠ型は、創作的活動などの提供や社会との交流促進といった基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉と地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。また、併せて相談支援事業を実施します。本市においては、「NPO法人船橋こころの福祉協会」が指定管理者として「船橋市地域活動支援センター」（通称 オアシス）を運営しています。

地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センターⅡ型は、障害のある人の自立の促進、生活の質の向上などを図ることができるように、障害のある人やその介護者の身体状況とその置かれている環境などに応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーションなどを適切かつ効果的に行う事業です。本市においては、実施事業所はありません。

地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターⅢ型は、障害のある人や障害のある子どもに対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行う事業です。本市においては、平成26年10月1日現在で11箇所が実施しています。

(11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚や言語、音声の機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などの自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害のある人などが自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です

(13) 専門性の高い相談支援事業

障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携をことを目的とした事業です。

事業の内容は、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療

育機関等施設職員の療育技術指導です。本市では、委託により、社会福祉法人大久保学園の「大久保学園」、社会福祉法人さざんか会の「のまる」、「ゆたか福祉苑」、「けいよう」、株式会社ふくしねっと工場の「ワーカーズハウスぐらす」、NPO法人にじと風福祉会の「にじと風」で実施しています。

(14) 任意事業

【日常生活支援】

福祉ホーム事業

福祉ホーム事業は、現に住居を求めている障害のある人につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活を支援することを目的とした事業です。

本市においては、社会福祉法人千葉県福祉援護会が指定管理者として「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉」を運営しています。

訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

生活訓練等事業

本市では、生活訓練等事業として、生活支援事業、中途失聴者・難聴者手話講習事業を実施しています。

生活支援事業は障害のある人などに対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。

中途失聴者・難聴者手話講習事業は、身体障害者手帳をもたない中途失聴者・難聴者に対し、手話講習会を開催し、手話の取得を促し、社会参加を促進する事業です。

日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害のある人などの日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

【社会参加支援】

点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障害のある人などのために、点訳、音声訳その他障害のある人などにわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害のある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障害のある人などに提供する事業です。

自動車運転免許取得・改造助成

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

福祉リフトカー事業

福祉リフトカー事業は、重度身体障害者及びねたきり高齢者の通院や会合等への参加の移動手段の一つとして福祉リフトカーの運行を行い、障害のある人の社会参加を容易にしています。

リフトバス事業

身体障害者福祉センターにおいて、リフトバス1台、ワゴン1台を保有し、通所者の送迎やバス研修での使用を目的とした事業です。

【就業・就労支援】

更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業とは、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

知的障害者職親委託事業

知的障害者職親委託事業とは、知的障害者の自立・更生に熱意のある事業経営者などの職親に、障害のある人を預け、食住をともにする中で、生活指導・技能習得訓練を行い、障害のある人の自立を図る事業です

【権利擁護支援】

障害者虐待防止対応連絡会議

船橋市自立支援協議会設置運営要綱第8条の規定に基づき、障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援等を適切に実施することを目的とする事業です。

【その他】

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活の支援を必要とする障害のある人に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る事業です。

ジョブサポーター養成研修事業

障害のある人の一般就労の支援に関する意識やスキルを高めることを目的とした研修である。

4 障害児通所支援及び障害児相談支援

児童発達支援

障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得または集団生活への適応のための訓練を行います。

福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

また、施設の基準に応じて「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業所」に区別されます。

放課後等デイサービス

就学している障害のある子どもを通所させて、放課後や夏休み等に生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進を図り、放課後等の居場所づくりを行います。

保育所等訪問支援

障害のある子どもの指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害のある子どもや保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

障害児相談支援

児童福祉法第6条の2の2に規定されている障害児相談支援は、障害児通所支援利用申請時の「障害児支援利用計画」の作成。また、作成された「障害児支援利用計画」が適切かどうかをモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

Ⅲ 障害福祉サービス等の提供による平成29年度の目標

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」に、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたっては、平成29年度を目標年度として、目標を設定することが適当である旨が規定されています。

本市では、第3期障害福祉計画の目標値に対する進捗状況を踏まえ、障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成29年度における目標値をここにまとめました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 平成25年度末で施設入所している者の地域生活への移行

項目		数値		考え方
平成25年度末 施設入所者数（A）		291	人	—
平成29年度末 施設入所者数（B）		272	人	平成25年度末の施設入所者数のうち継続して平成29年度末までに施設に入所している者の数
目標値	地域生活 移行数（C）	19 (6%)	人 (%)	施設から地域生活に移行する人数 $(A - B) / A$

※ 施設入所者数とは施設入所支援の利用者数となります。

厚生労働省の指針では地域生活への移行の目標として、平成25年度末に施設に入所している者が、平成29年度末までに12%以上地域生活に移行することを目標の基本としています。

本市においては、平成17年10月1日時点での施設入所者352人が平成25年度末までに48人地域に移行したことから、これらを考慮して、平成25年度末の施設入所者が、平成29年度までに地域生活に移行する人数については19人（6%）と見込んでいます。

(2) 施設入所者数の削減

項目		数値		考え方
平成25年度末 施設入所者数（A）		291	人	—
平成29年度末 施設入所者数（B）		291	人	平成29年度末に施設に入所している者の数
目標値	削減見込み （A－B）	0 （0）	人 （%）	入所者の削減数 （（A－B）／A）

※ 施設入所者数とは施設入所支援の利用者数となります。

厚生労働省の指針では施設入所者数の削減の目標として、平成25年度末の施設入所者数を平成29年度末までに4%以上削減することを目標の基本としています。

本市においては施設入所支援の利用について需要があり、その削減は困難であると考えことから、施設入所者の削減数については0人（0%）と見込んでおります。

福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた主な取り組み

- 地域生活への移行に際し重要な役割を担っているグループホームを整備、運営する事業者に対し引き続き補助を行い、グループホームの創設や安定的な運営のため支援を行います。

なお、グループホームについては、建築基準法上の建物用途が「寄宿舍」であるべきところを「一般住宅」のままである、また平成27年4月1日より原則として新規に建設する際にはスプリンクラー設置が義務付けられ、既存施設にも平成30年4月1日までにスプリンクラー設置が義務付けられるなどの消防法上の課題があります。

これらの対応の一環として、平成26年度よりグループホームにスプリンクラー設置の補助を行うなど、グループホームに対する補助を拡充しています。

今後も関係機関・関係部局と連携してこれらの問題の解決を図ります。

- 障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努めます。
- 地域生活への移行に際し必要不可欠なサービスである短期入所については、今後の需要増へ対応するために、事業者等に向けて働きかけを行うなど、受け入れ先の確保に向けて取り組みます。
- 地域生活への移行後も、継続的な自立と社会参加を実現させるために、市や相談支援事業者等の関係機関が連携して、地域定着に対する支援体制の充実に努めます。
- 上記の取り組みのほか、第3次船橋市障害者施策に関する計画に記載されている地域移行のための施策の推進について取り組んでいきます。

2 地域生活支援拠点等の整備

厚生労働省の指針では地域生活支援拠点等の整備について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目標の基本としています。

地域生活支援拠点等とは障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等とされ、グループホーム又は障害者支援施設に地域生活支援の機能を集約し付加した拠点、またはそれらを地域における複数の機関が分担して機能を担う体制とされています。

今後詳細が示され次第でその整備についての検討を行っていきます。

3 一般就労に移行する福祉施設利用者の数

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数（A）	59 人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成29年度の年間一般就労移行者数（B）	160 人 (271) (%)	平成29年度において福祉施設(※)から一般就労に移行した者の数（B/A）

※ 一般就労移行者数の項目における福祉施設とは、8ページ及び9ページの生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型自立訓練を含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を行う事業所です。

厚生労働省の指針において、平成29年度の年間一般就労移行者数は、平成24年度の年間一般就労移行者数の200%（本市に当てはめると118人）以上を目標としており、本市の平成24年度の年間一般就労移行者数は59人となっています。

本市においては、市内施設や「障害者就業・生活支援センター」による障害のある人の就労に向けた取組みなどにより、平成23年度に41人、平成24年度に59人、平成25年度には80人と、一般就労移行者数は着実に伸びてきています。

第4期計画における平成29年度の年間一般就労移行者数については、過去の一般就労移行者数の伸びを加味し、平成24年度数値の271%である160人と見込んでいます。

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	176 人	—
平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	307 人	(D/C)

厚生労働省の指針では、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者は平成25年度末の就労移行支援事業の利用者の6割以上増加した人数（本市に当てはめると282人以上）を目標としています。

第4期計画における平成29年度末の就労移行支援事業利用見込者数は、過去の就労移行支援事業の利用者数の伸び率を加味し、307人（174%）と見込んでいます。

項目	数値	考え方
平成29年度末における就労移行率が3割以上の割合	50 %	平成29年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の割合

厚生労働省の指針では、平成29年度末における就労移行支援事業利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標としており、本市においても、厚生労働省の指針と同様に、平成29年度末における就労移行支援事業のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上と見込んでいます。

福祉施設から一般就労への移行に向けた取り組み

障害のある人の一般就労を促進するための中核となる機関として、社会福祉法人久保学園が運営する「障害者就業・生活支援センター」を県の委託により設置しております。本市としては、支援員を1名増員するための補助を行い、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活の支援を一体的に行う同センターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進に努めました。

- 県の委託により、障害のある人の就業に対する支援を実施している「障害者就業・生活支援センター」に対し、障害のある人の一般就労を支援するための支援員増員のための補助を引き続き行います。
- 船橋公共職業安定所と、障害者雇用促進合同面接会を共催し、就職を希望する障害のある人と求人者が一堂に会する機会を提供し、一般就労への移行を促進します。
- 一般就労に向けた職場実習の機会を確保し、就労への円滑化と雇用機会の拡大を促進するため、職場実習を受け入れた事業主に対して引き続き奨励金を交付します。
- 障害のある人の雇用を容易にし、一般就労の促進を図るため、障害のある人を雇用した事業主に対して引き続き奨励金を交付します。
- 上記の取り組みのほか、第3次船橋市障害者施策に関する計画に記載されている一般就労のための施策の推進について取り組んでいきます。

4 国の指針における目標値

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」における平成29年度における目標値は、以下の通りです。

項 目		目 標 値
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	① 平成25年度末で施設入所している者の地域生活への移行	平成25年度末に施設に入所している者が、平成29年度末までに12%以上地域生活に移行
	② 施設入所者数の削減	平成25年度末の施設入所者数を平成29年度末までに4%以上削減
2	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する
3	就労移行の促進	
	① 福祉施設から一般就労への移行	一般就労する者を平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上
	② 就労移行支援事業の利用者	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成29年度末までに6割以上増加
	③ 事業所ごとの就労移行率	就労移行率が3割以上の事業所を平成29年度までに全体の5割以上

Ⅳ 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

第3期計画の見込み量及び実績

	単位		24年度		25年度		26年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
居宅介護	時間	見込み	18,424	—	19,707	—	20,990	—
	／月	実績	18,641	7,548	23,760	8,052	—	—
	人数	見込み	560	—	599	—	638	—
	／月	実績	577	343	649	399	—	—
重度訪問介護	時間	見込み	8,694	—	8,832	—	8,970	—
	／月	実績	9,305	5,681	10,279	6,200	—	—
	人数	見込み	63	—	64	—	65	—
	／月	実績	60	40	62	39	—	—
同行援護	時間	見込み	7,800	—	8,050	—	8,300	—
	／月	実績	7,529	2,013	8,116	2,326	—	—
	人数	見込み	156	—	161	—	166	—
	／月	実績	152	92	168	99	—	—
行動援護	時間	見込み	2,385	—	2,531	—	2,678	—
	／月	実績	2,585	1,067	2,613	988	—	—
	人数	見込み	65	—	69	—	73	—
	／月	実績	68	44	69	43	—	—
包括支援 重度障害者等	時間	見込み	0	—	0	—	0	—
	／月	実績	0	0	0	0	—	—
	人数	見込み	0	—	0	—	0	—
	／月	実績	0	0	0	0	—	—

(※ 各サービスの内容については7ページ及び8ページを参照)

訪問系サービスについては、第3期計画において平成23年10月1日より新たに障害福祉サービスに位置づけられた同行援護を加え、平成23年度までの実績に基づいて見込み量を設定しました。

平成25年度における訪問系サービスの支給時間及び支給人数は、居宅介護及び重度訪問介護について、実績が見込み量を上回っています。

同行援護及び行動援護についてはおおむね見込みどおりの実績となっています。

重度障害者等包括支援については、平成25年度も利用はありませんでした。全体としては、障害のある人の増加に伴い増加傾向となっています。

第4期計画の見込み量

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
居宅介護	時間 /月	見込み	24,896	9,340	27,136	10,180	29,568	11,100
	人数 /月	見込み	778	467	848	509	924	555
重度訪問介護	時間 /月	見込み	10,920	6,900	11,232	7,050	11,544	7,200
	人数 /月	見込み	70	46	72	47	74	48
同行援護	時間 /月	見込み	8,869	2,484	9,114	2,553	9,408	2,622
	人数 /月	見込み	181	108	186	111	192	114
行動援護	時間 /月	見込み	3,312	1,247	3,312	1,247	3,312	1,247
	人数 /月	見込み	69	43	69	43	69	43
包括支援 重度障害者等	時間 /月	見込み	0	0	0	0	0	0
	人数 /月	見込み	0	0	0	0	0	0

第4期計画においては、平成26年度までの実績に基づいて見込み量を設定しています。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、いずれのサービス

も地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、今後もその需要は増加していくと考えられることから、延べ時間数及び人数については今後も増加すると見込んでいます。

重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がなく、今後も利用は見込めない状況となっています。

(2) 日中活動系サービスⅠ

日中活動系サービスのうち、短期入所、療養介護のサービス見込み量を日中活動系サービスⅠにまとめています。

第3期計画の見込み量及び実績

	単位		24年度		25年度		26年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
短期入所	日数	見込み	12,047	—	12,224	—	12,402	—
		実績	12,484	801	13,413	1,271	—	—
	人数	見込み	814	—	826	—	838	—
		実績	836	73	885	92	—	—
療養介護	日数	見込み	93	—	93	—	93	—
		実績	1,020	1,020	1,023	957	—	—
	人数	見込み	3	—	3	—	3	—
		実績	34	34	33	31	—	—

(※ 各サービスの内容については9ページ及び10ページを参照)

第3期計画においては、短期入所については過去の実績をもとに見込み量を設定しました。また療養介護については対象者が限定されているため伸びが見込めないものとして見込み量を設定しました。

短期入所については延べ日数、人数ともに見込みを上回る実績となっています。

療養介護については、平成24年4月1日に施行された児童福祉法の改正の影響で、平成24年度より見込み量を大幅に上回る実績となっています。平成24年度から比較すると横ばいの実績となっています。

第4期計画の見込み量

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
短期入所	日数 /月	見込み	14,355	1,200	14,925	1,248	15,525	1,296
	人数 /月	見込み	957	100	995	104	1,035	108
療養介護	日数 /月	見込み	930	930	930	930	930	930
	人数 /月	見込み	30	30	30	30	30	30

短期入所の見込み量については今後も増加するものと見込んでおります。

療養介護については、見込み量については現状と同程度と見込んでおります。

(3) 日中活動系サービスⅡ

日中活動系サービスのうち、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）のサービス見込み量を日中活動系サービスⅡにまとめています。

第3期計画の見込み量及び実績

	単位		24年度		25年度		26年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
生活介護	日数	見込み	17,618	—	17,848	—	18,078	—
		実績	16,808	14,370	17,666	14,783	—	—
	人数	見込み	766	—	776	—	786	—
		実績	764	723	803	757	—	—
(機能訓練) 自立訓練	日数	見込み	598	—	598	—	598	—
		実績	462	161	299	148	—	—
	人数	見込み	26	—	26	—	26	—
		実績	21	13	13	10	—	—
(生活訓練) 自立訓練	日数	見込み	1,357	—	1,357	—	1,357	—
		実績	1,434	1,259	1,774	1,418	—	—
	人数	見込み	59	—	59	—	59	—
		実績	63	59	74	72	—	—

(※ 各サービスの内容については8ページ及び9ページを参照)

第3期計画においては、旧法施設の指定を受けている福祉施設等が平成23年度中には全て新体系サービスへ移行することや、過去の支給人数と支給日数の伸びを加味して見込み量を設定しました。

平成25年度の実績は、自立訓練（機能訓練）は見込みを下回っており、自立訓練（生活訓練）については見込みを上回っています。

なお、自立訓練（生活訓練）には宿泊型自立訓練も含まれています。

第4期計画の見込み量

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
生活介護	日数 /月	見込み	19,849	15,162	20,447	15,618	21,068	16,093
	人数 /月	見込み	863	798	889	822	916	847
(機能訓練) 自立訓練	日数 /月	見込み	253	154	253	154	253	154
	人数 /月	見込み	11	11	11	11	11	11
(生活訓練) 自立訓練	日数 /月	見込み	2,254	1,862	2,599	2,147	2,990	2,470
	人数 /月	見込み	98	98	113	113	130	130

第4期計画においては、生活介護・自立訓練（生活訓練）については過去の実績からサービスの見込量については増加していき、自立訓練（機能訓練）のサービスの見込み量については現状と同程度と見込んでおります。

(4) 日中活動系サービスⅢ

日中活動系サービスのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のサービス見込み量を日中活動系サービスⅢにまとめています。

第3期計画の見込み量及び実績

	単位		24年度		25年度		26年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
就労移行支援	日数	見込み	3,496	—	3,726	—	3,956	—
		実績	4,268	2,536	5,106	2,520	—	—
	人数	見込み	152	—	162	—	172	—
		実績	194	145	222	154	—	—
A型 就労継続支援	日数	見込み	621	—	736	—	851	—
		実績	748	507	1,150	708	—	—
	人数	見込み	27	—	32	—	37	—
		実績	34	26	50	40	—	—
B型 就労継続支援	日数	見込み	8,326	—	8,901	—	9,476	—
		実績	8,206	5,491	9,292	5,905	—	—
	人数	見込み	362	—	387	—	412	—
		実績	373	307	404	340	—	—

(※ 各サービスの内容については9ページを参照)

第3期計画においては、旧法施設の指定を受けている福祉施設等が平成23年度中には全て新体系サービスへ移行することから、過去の支給人数と支給日数の実績を加味しつつ見込み量を設定しました。

平成25年度の実績は、就労移行支援、就労継続支援A型が見込みを大きく上回っており、就労継続支援B型についてはほぼ見込み通りとなっています。

第4期計画の見込み量

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
就労移行支援	日数 /月	見込み	6,946	3,712	7,981	4,272	9,177	4,912
	人数 /月	見込み	302	232	347	267	399	307
A型 就労継続支援	日数 /月	見込み	1,771	972	2,162	1,188	2,645	1,458
	人数 /月	見込み	77	54	94	66	115	81
B型 就労継続支援	日数 /月	見込み	10,074	5,984	10,488	6,224	10,902	6,480
	人数 /月	見込み	438	374	456	389	474	405

第4期計画においては、過去の実績を加味し見込み量を設定しました。就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型とも今後も利用実績が増加していくと見込んでおります。

(5) 居住系サービス

第3期計画の見込み量及び実績

	単位		24年度		25年度		26年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
共同生活介護 共同生活援助	人数 /月	見込み	210	—	220	—	230	—
		実績	217	192	242	204	—	—
施設入所支援	人数 /月	見込み	327	—	326	—	325	—
		実績	300	292	293	282	—	—

(※ 各サービスの内容については10ページを参照、共同生活援助に共同生活介護の数値が含まれています。)

第3期計画においては、旧法入所施設が、平成23年度中には全て施設入所支援に移行することから、旧法入所施設及び施設入所支援の過去の支給人数と支給日数の実績を考慮し見込み量を設定しました。

グループホーム等については、新規施設が増えていることから、支給人数についても増加すると見込みました。施設入所支援については、過去の支給人数の実績から、今後も微減していくものとして見込みました。

平成25年度のグループホームの実績は見込みを上回っており、施設入所支援については見込みを下回っております。

第4期計画の見込み量

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
共同生活援助	人数 /月	見込み	279	244	296	259	314	275
施設入所支援	人数 /月	見込み	291	291	291	291	291	291

第4期計画においては、グループホームについては過去の実績からサービスの見込み量は増加すると見込んでおります。

施設入所支援の利用については需要があることから、見込量については現状と同程度と見込んでおります。

【見込み量確保のための方策等】

訪問系サービスの需要について増大が予想されることから、事業者に対しては、市の実情や国の動向に関する説明会を行い、サービス提供体制の整備を図っていきます。

短期入所については、需要増に対応するため、市内の社会福祉法人等で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」に対して、受け入れ先の確保に向けた働きかけを行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行ってまいります。

船橋市自立支援協議会の課題別専門部会などにおいて、本市において必要な日中活動系サービスについて検討を行い、障害のある人の様々なニーズに対応した日中活動の場の確保に努めるとともに、事業者に対し各種研修への参加を働きかけ、専門的人材の確保やサービスの質の向上に努めていきます。

障害者就労施設等の受注の機会を確保するための調達方針を定め、就労継続支援事業所などからの物品等の調達の推進のほか、販売のためのスペースの確保等、障害のある人の自立及び就労の促進に資する取り組みについても総合的な支援をするよう、努めていきます。

千葉県内の福祉施設の授産活動の活性化のための事業を実施している「千葉県就労事業振興センター」について千葉県、千葉市、柏市と共に運営費を負担し、千葉県内全域の自治体を対象とした官公需受注の窓口を設置することで、障害のある人の自立を支えるための安定的な仕事の確保に努めていきます。

【見込み量確保のための方策等】

グループホームについては、これまで実施してきたグループホームを運営・整備する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホームの創設や安定的な運営のための支援に取り組みます。

グループホームの創設については、地域住民の障害に対する理解が不可欠であることから、障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努め、地域移行の推進を図ります。

また、グループホームについては、消防法、建築基準法の課題がありますが、関係機関、関係部局と連携を図り、問題解決に取り組みます。

2 指定相談支援

第3期計画の見込み量及び実績

	単位		24年度		25年度		26年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
地域移行支援	人数 /月	見込み	5	—	7	—	9	—
		実績	8	4	7	4	—	—
地域定着支援	人数 /月	見込み	5	—	7	—	9	—
		実績	0	0	0	0	—	—
計画相談支援	人数 /月	見込み	360	—	900	—	1,900	—
		実績	39	32	168	101	—	—

(※ 指定相談支援の内容については11ページを参照)

地域移行支援と地域定着支援は、平成24年度より、それまで国庫補助事業として行われていた精神障害者地域移行・地域定着支援事業(※)の一部が個別給付化された事業です。

第3期計画においては、精神障害者地域移行・地域定着支援事業の本市の利用人数が平成23年10月時点で7名であったことなど、これまでの実績を加味して見込み量を設定しました。

計画相談支援は障害福祉サービスの利用計画の作成等を行う事業です。

第3期計画においては、自ら計画を作成できる人についてはセルフプランや介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合で、介護保険制度のケアプランで足りる場合には、必ずしも利用計画の作成を必要としないことなどを考慮し、見込量を設定しました。

第4期計画の見込み量

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
地域移行支援	人数 ／月	見込み	4	4	4	4	4	4
地域定着支援	人数 ／月	見込み	1	1	1	1	1	1
計画相談支援	人数 ／月	見込み	2,683	1,273	2,813	1,334	2,943	1,396

第4期計画においては、地域移行支援については現状と同程度の利用がある
と見込んでおります。地域定着支援について、現在利用実績はありませんがその
必要性から今後利用が生じると見込んでおります。

計画相談支援については、障害福祉サービスの利用計画をセルフプランで作成
していた人が相談支援を利用しての作成に移行するなどを考慮して見込量を設
定しております。

【見込み量確保のための方策等】

計画相談支援の利用の推進として、利用者に対しては、ホームページや障害福祉しおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子どもとその家族に対する相談支援の充実に努めていきます。

サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO 法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」と連携を図りながら、指定特定相談支援事業所の整備に取り組みます。

V 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策

1. 第3期計画の見込み量及び実績

(1) 相談支援事業

第3期計画の見込み量と実績

事業名		24年度	25年度	26年度	単位
障害者相談支援事業	見込み	1	1	1	事業実施箇所数
	実績	1	1	—	
地域自立支援協議会	見込み	1	1	1	事業実施箇所数
	実績	1	1	—	
市町村相談支援機能強化事業	見込み	1	1	1	配置人数
	実績	1	2	—	
成年後見制度利用支援事業	見込み	15	22	28	助成人数
	実績	4	5	—	
障害児等療育支援事業	見込み	4	4	4	事業実施箇所数
	実績	4	6	—	
子どもの発達に関する相談	見込み	2	2	2	事業実施箇所数
	実績	2	2	—	
船橋市子ども発達相談センター	見込み	1	1	1	事業実施箇所数
	実績	1	1	—	
船橋市ことばの相談室	見込み	1	1	1	事業実施箇所数
	実績	1	1	—	

障害者相談支援事業については、総合相談窓口「ふらっと船橋」において、障害種別ごとの相談事業者等と連携を図りながら、各種相談を行いました。

船橋市自立支援協議会については、全体会のほか、その下部組織として課題別専門部会を設置し、福祉の分野だけでなく保健、医療、教育、就労等の関係する分野と連携し、幅広い視点から地域の障害福祉について検討しました。

基幹相談支援センターについては、総合窓口センター「ふらっと船橋」を設置しています。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、平成25年度より精神保健福祉士を障害福祉課に1名追加し、2名の配置によりノウハウの蓄積の少なかった精神障害の分野に関して、専門的知識に基づく障害理解の推進を図りました。

成年後見制度利用支援事業については、後見人等への報酬の助成を受けた5名が対象となっています。「船橋市成年後見支援センター」への平成25年度の相談件数は延べ1,195件となっているため、成年後見制度への必要性は高まっていると考えられます。

障害児等療育支援事業については、「大久保学園」、「のまる」、「ゆたか福祉苑」、「けいよう」、「ワーカーズハウスぐらす」、「にじと風」の6施設において、施設の有する機能を活用して相談や指導を実施しました。

(2) コミュニケーション支援事業

第3期計画の見込み量及び実績

事業名		24年度	25年度	26年度	単位
手話通訳者派遣事業	見込み	19	21	21	通訳者登録数
	実績	21	20	—	
	見込み	1,213	1,288	1,363	派遣件数/年
	実績	1,122	1,230	—	
手話通訳者設置事業	見込み	3	3	3	通訳者設置数
	実績	3	3	—	
	見込み	4,555	4,855	5,155	相談件数/年
	実績	3,623	3,053	—	
要約筆記者派遣事業	見込み	25	35	35	要約筆記者数
	実績	17	24	—	
	見込み	557	569	581	派遣件数/年
	実績	626	730	—	

第3期計画において、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業については、聴覚障害のある人が増加していることや、社会参加の機会が増えていることを考慮し、伸びを見込んで設定しました。

手話通訳者派遣事業については、平成24年度及び平成25年度の派遣件数の実績が、年々増加してはいるものの、見込量を下回っています。

手話通訳者設置事業については、相談件数の実績が年々減少しており、見込み

量を下回っています。

要約筆記者派遣事業については、平成24年度及び平成25年度の要約筆記者数の実績が見込み量を下回っています。派遣件数の実績は、年々増加しており、実績が見込み量を上回っています。

(3) 日常生活用具給付等事業

第3期計画の見込み量及び実績

用具名		24年度	25年度	26年度	単位
介護・訓練支援用具	見込み	21	21	21	延べ給付件数/年
	実績	19	35	—	
自立生活支援用具	見込み	103	103	103	
	実績	96	126	—	
在宅療養等支援用具	見込み	78	78	78	
	実績	60	79	—	
情報・意思疎通支援用具	見込み	68	68	68	
	実績	81	112	—	
排泄管理支援用具	見込み	10,513	10,828	11,152	
	実績	10,567	10,786	—	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込み	13	13	13	
	実績	14	12	—	

第3期計画において、平成26年度における排泄管理支援用具については、直腸・ぼうこう機能障害のある人の増加に伴い、年間延べ給付件数は11,152件と見込んで設定しました。それ以外の用具については、おおむね現状を維持するものとして、介護・訓練支援用具が21件、自立生活支援用具が103件、在宅療養等支援用具が78件、情報・意思疎通支援用具が68件、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）が13件と見込んで設定しました。

介護・訓練支援用具及び居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、平成25年度の実績が見込み量を上回っています。

自立生活支援用具については、年々増加しており、平成25年度の実績が見込み量を上回っています。

在宅療養等支援用具については、耐用年数が長く、給付件数については年度に

より増減する傾向にあることから、平成23年度、平成24年度については、実績が見込み量を下回っています。

情報・意思疎通支援用具については、年々増加しており、実績が見込み量を上回っています。

排泄管理支援用具については、平成25年度の実績が見込み量を下回っているものの、年々増加しています。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、平成25年度の実績が見込み量を下回っています。

なお、各用具ごとの品目は、次のとおりです。

用具名	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、体位変換器、特殊マット、移動用リフト等
自立生活支援用具	火災警報器、入浴補助用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	盲人用体温計、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、透析液加温器、電気式たん吸引器等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、特殊便器、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作補助用具

(4) 移動支援事業

第3期計画の見込み量及び実績

事業名		24年度	25年度	26年度	単位
移動支援事業	見込み	77	77	77	実施箇所数
	実績	68	80	—	
	見込み	297	315	334	利用者数/月
	実績	318	330	—	
	見込み	3,824	4,207	4,628	延べ利用時間/月
	実績	3,442	3,359	—	

第3期計画において、平成26年度における移動支援事業の月間利用者数は334人、月間延べ利用時間は4,628時間と見込みました。また、移動支援事業を実施する事業所については、77箇所になると見込みました。実績では、実施箇所数は増加しておりますが、平成25年度は見込み量を上回っています。月間利用者数は精神障害や知的障害のある人の利用が増えたため、見込み量を上回りましたが、月間延べ利用時間については年々減少しており、見込み量を下回っています。

(5) 地域活動支援センター事業

第3期計画の見込み量及び実績

事業名		24年度	25年度	26年度	単位
地域活動支援センター Ⅰ型	見込み	1	1	1	実施箇所数
	実績	1	1	—	
	見込み	103	103	103	利用人数/月
	実績	110	95	—	
地域活動支援センター Ⅱ型	見込み	0	0	0	実施箇所数
	実績	0	0	—	
	見込み	7	7	7	利用人数/月
	実績	5	6	—	
地域活動支援センター Ⅲ型	見込み	11	10	10	実施箇所数
	実績	11	10	—	
	見込み	158	159	172	利用人数/月
	実績	140	130	—	

第3期計画においては、平成26年度における地域活動支援センターの実施事業所数、月間利用人数はそれぞれ、Ⅰ型が1箇所、103人、Ⅱ型が0箇所、7人、Ⅲ型が10箇所、172人と見込みました。Ⅰ型については、平成25年度の月単位の利用人数実績が減少しているものの、年単位の利用人数実績は増加しています。Ⅱ型については、市内においては実施事業所がありませんが、市外にある事業所に通所の実績がありました。Ⅲ型については、平成25年度の市内事業所の利用人数121人、市外事業所の利用人数9人となっています。

(6) その他の事業

第3期計画の見込み量及び実績

事業名			24年度	25年度	26年度	単位
福祉ホーム 事業	身体障害	見込み	11	11	11	入居者数/月
		実績	11	10	—	
	精神障害	見込み	0	0	0	
		実績	0	0	—	
訪問入浴サービス事業		見込み	308	308	308	延べ利用件数/月
		実績	198	203	—	
更生訓練費給付事業		見込み	10	10	10	利用者数/月
		実績	3	0	—	
施設入所者就職支度金給付 事業		見込み	1	1	1	給付件数/年
		実績	3	7	—	
知的障害者職親委託事業		見込み	1	1	1	利用者数/月
		実績	1	1	—	
生活訓練等事業		見込み	27	27	27	延べ利用件数/月
		実績	14	51	—	
日中一時支援事業		見込み	336	403	483	利用者数/月
		実績	308	354	—	
生活サポート事業		見込み	0	0	0	利用者数/月
		実績	0	0	—	
		見込み	0	0	0	延べ利用時間/月
		実績	0	0	—	

事業名		24年度	25年度	26年度	単位
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	見込み	1	1	1	教室開催数/年
	実績	2	2	—	
点字の広報発行事業	見込み	20	20	20	発行部数/月
	実績	44	58	—	
声の広報発行事業	見込み	71	71	71	発行部数/月
	実績	130	133	—	
手話通訳者養成事業	見込み	36	36	36	研修開催数/年
	実績	30	30	—	
要約筆記者養成事業	見込み	27	27	27	研修開催数/年
	実績	27	0	—	
自動車運転免許取得事業	見込み	5	5	5	助成件数/年
	実績	3	6	—	
自動車改造費助成事業	見込み	13	13	13	助成件数/年
	実績	11	5	—	

第3期計画における本市が実施するその他の事業のサービス見込み量については、過去の実績を加味し、設定しました。

訪問入浴サービス事業については、年々増加しているものの、実績が見込みを下回っています。

日中一時支援事業については、年々増加しているものの、実績が見込みを下回っています。

施設入所者就職支度金給付事業については、年々増加しており、実績が見込みを上回っています。

生活訓練等事業については、年々増加しており、平成25年度の実績が見込みを上回っています。

手話通訳者養成事業については、研修開催数の実績が見込みを下回っています。また、要約筆記者養成事業については、平成25年度は講師不在により実施できませんでした。

その他の地域生活支援事業については、実績はほぼ横ばいとなっています。

2. 第4期計画の見込み量及び見込み量確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
理解促進研修・啓発事業	見込み	有	有	有	実施有無

(※各事業の内容については12ページを参照)

第4期計画においては、理解促進研修・啓発事業として、教室開催事業、福祉体験事業、障害者週間記念事業、補助犬セミナー事業、地域交流事業の実施を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策等】

障害のある人などの理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図るため、教室開催事業、福祉体験事業、障害者週間記念事業、地域交流事業を行い、理解促進研修・啓発事業の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
自発的活動支援事業	見込み	有	有	有	実施有無

(※各事業の内容については12ページを参照)

第4期計画においては、自発的活動支援事業として、ボランティア養成事業、館外事業、障害福祉ボランティア事業、障害福祉団体補助金交付事業の実施を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策等】

障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図るため、ボランティア養成事業、館外事業、障害福祉ボランティア事業、障害福祉団体補助金交付事業を行い、自発的活動支援事業の実施に努めます。

(3) 相談支援事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
障害者相談支援事業	見込み	1	1	1	事業実施箇所数
船橋市自立支援協議会	見込み	1	1	1	
基幹相談支援センター	見込み	有	有	有	設置有無
基幹相談支援センター 相談支援機能強化事業	見込み	2	2	2	配置人数
住宅入居等支援事業	見込み	有	有	有	実施有無

(※各事業の内容については12ページ、13ページを参照)

(第3期計画の実績は、45ページを参照)

第4期計画においては、過去の実績を踏まえ、現状と同様の実績を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策等】

障害者相談支援事業については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心としたネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、市内の相談支援体制の充実を図っていきます。

自立支援協議会については、全体会及び課題別専門部会において、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について引き続き協議を行っていきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
成年後見制度利用支援事業	見込み	21	30	39	助成人数

(※各事業の内容については13ページを参照)

(第3期計画の実績は45ページを参照)

成年後見制度利用支援事業については、平成26年度の実績を加味し、増加していくものとして見込んでいます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
成年後見制度法人後見支援事業	見込み	有	有	有	実施有無

(※各事業の内容については14ページを参照)

成年後見制度法人後見支援事業については、過去の実績を踏まえ、今後も事業を実施していくものとして見込んでいます。

【見込み量確保のための方策等】

成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見支援センターによる法人後見等の受託や成年後見制度に関する電話相談による成年後見制度の利用を推進していきます。また、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより成年後見制度の利用を促進していきます。

(6) 意思疎通支援事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
手話通訳者派遣事業	見込み	20	20	20	通訳者登録数
	見込み	1,179	1,179	1,179	派遣件数/年
手話通訳者設置事業	見込み	3	3	3	通訳者設置数
	見込み	2,418	2,152	1,915	相談件数/年
要約筆記者派遣事業	見込み	22	22	22	要約筆記者数
	見込み	899	998	1,108	派遣件数/年
要約筆記者設置事業	見込み	1	1	1	要約筆記者設置数
	見込み	922	922	922	設置業務件数/年

(※各事業の内容については14ページを参照)

(第3期計画の実績は、46ページを参照)

第4期計画では、第3期計画の実績を踏まえ、各事業の見込み量を設定しています。

手話通訳者派遣事業は、おおむね現状を維持するものとして見込んでいます。
手話通訳者設置事業の通訳者登録数はおおむね現状を維持していくものとして見込んでいますが、相談件数は、過去の実績から、減少していくものと見込んでいます。

要約筆記者派遣事業の要約筆記者数はおおむね現状を維持するものとして見込んでいますが、派遣件数は、過去の実績から、増加していくものと見込んでいます。

要約筆記者設置事業は、平成25年度から実施しており、設置業務件数は平成25年度と同様の数値を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策等】

聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の育成を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者のイベントなどへの派遣を積極的に行い、手話通訳者及び要約筆記者の活動の場の拡大に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

第4期計画の見込み量

用具名		27年度	28年度	29年度	単位
介護・訓練支援用具	見込み	28	28	28	延べ給付件数/年
自立生活支援用具	見込み	181	217	260	
在宅療養等支援用具	見込み	69	69	69	
情報・意思疎通支援用具	見込み	165	200	242	
排泄管理支援用具	見込み	11,443	11,786	12,140	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込み	12	12	12	

(※各事業の内容については14ページを参照)

(第3期計画の実績は、47ページを参照)

第4期計画においては、第3期計画の実績などを踏まえ、見込み量を設定しました。

排泄管理支援用具については、直腸・ぼうこう機能障害のある人の増加に伴い、給付件数も増加していくものとして見込んでいます。それ以外の用具については、おおむね現状を維持するものとして見込んでいます。

【見込み量確保のための方策等】

用具についての情報収集や、利用者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り適切な給付に努めます。

また、医療機関等との連携により、障害の特性に応じた用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
手話奉仕員 養成研修事業	見込み	20	20	20	養成講習修了者数 /年

(※各事業の内容については14ページを参照)

第4期計画では、過去の実績を踏まえ、平成29年度の見込み量を設定しました。

【見込み量確保のための方策等】

手話奉仕員養成研修事業としては、「船橋市福祉サービス公社」に委託して、手話講習会などを実施し、手話奉仕員を養成していきます。

(9) 移動支援事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
移動支援事業	見込み	80	80	80	実施箇所数
	見込み	357	371	386	利用者数/月
	見込み	3,225	3,161	3,098	延べ利用時間/月

(※各事業の内容については14ページを参照)

(第3期計画の実績は、49ページを参照)

第4期計画では、過去の実績を踏まえ、平成29年度の見込み量を設定しました。

【見込み量確保のための方策等】

障害のある人が安心して外出できるよう、利用者に対し、サービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知し、移動支援事業者等と連携して、移動支援事業の利用促進を図っていきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
地域活動支援センター Ⅰ型	見込み	1	1	1	実施箇所数
	見込み	102	102	102	利用人数/月
地域活動支援センター Ⅱ型	見込み	0	0	0	実施箇所数
	見込み	7	7	8	利用人数/月
地域活動支援センター Ⅲ型	見込み	11	11	11	実施箇所数
	見込み	133	133	133	利用人数/月

(※各地域活動支援センターの内容については15ページ、16ページを参照)

(第3期計画の実績は、50ページを参照)

第4期計画では、Ⅰ型及びⅡ型については、過去の実績を踏まえ、現在の利用実績をほぼ維持するものとして設定しました。Ⅲ型については、平成29年度見込み量は11箇所、133人と見込みました。

【見込み量確保のための方策等】

地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助を継続していきます。

地域活動支援センター等で働いている障害のある人の工賃は、未だ低い水準にあり、工賃の引き上げを図る必要があります。そのことから、庁内において地域活動支援センター等が扱う商品や役務について周知を行うことで、官公需の促進を図るとともに、「千葉県就労事業振興センター」を通じて、地域活動支援センター等で製造する商品の販路・受注拡大等に努め、商品開発や利用者の工賃アップの支援をしていきます。

(11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

第4期計画における見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業					
手話通訳者・ 要約筆記者養成事業	見込み	25	25	25	養成講習修了者数 /年
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	見込み	6	6	6	養成講習修了者数 /年

(※各事業の内容については16ページを参照)

第4期計画においては、過去の実績を踏まえ、各事業の見込み量を設定しました。

【見込み量確保のための方策等】

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業については、船橋市福祉サービス公社に業務委託し、手話通訳者及び要約筆記者を養成していきます。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、NPO 法人千葉県盲ろう者友の会に委託し、四縣市（千葉県、千葉市、柏市、船橋市）で負担していきます。

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

第4期計画における見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業					
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	見込み	2	2	2	利用件数/年
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	見込み	132	132	132	利用件数/年

(※各事業の内容については16ページを参照)

第4期計画においては、過去の実績を踏まえ、各事業の見込み量を設定しました。

た。

【見込み量確保のための方策等】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の育成を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者のイベントなどへの派遣を積極的に行い、手話通訳者及び要約筆記者の活動の場の拡大に努めます。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、NPO 法人千葉県盲ろう者友の会に委託し、四縣市（千葉県、千葉市、柏市、船橋市）で負担していきます。

(13) 専門性の高い相談支援事業

第4期計画の見込み量

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
専門性の高い相談支援事業					
障害児等療育支援事業	見込み	7	7	7	事業実施箇所数

(※各事業の内容については16ページを参照)

第4期計画においては、過去の実績を踏まえ、各事業の見込み量を設定しました。

【見込み量確保のための方策等】

在宅の障害児等が、地域で自立した生活を送れるように、ライフステージに応じた適切な支援を確保するため、今後も、ケースワーカーなどを通じてサービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知します。また、事業者と連携して、地域生活における療育、相談体制の充実を図るほか、各種福祉サービスの利用援助や調整等を推進します。

(14) 任意事業

第4期計画における見込み量

【日常生活支援】

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
福祉ホーム事業	見込み	11	11	11	入居者数/月
訪問入浴サービス事業	見込み	201	201	201	延べ利用件数/月
生活訓練等事業					
生活支援事業	見込み	28	28	28	延べ利用件数/月
中途失聴者・難聴者 手話講習事業	見込み	15	15	15	講習開催数/年
日中一時支援事業	見込み	468	538	619	延べ利用件数/月

(※各事業の内容については17ページを参照)

(第3期計画の実績は、51ページを参照。中途失聴者・難聴者手話講習事業は第4期計画からの新規事業)

【社会参加支援】

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
点字の広報発行事業	見込み	48	48	48	発行部数/月
声の広報発行事業	見込み	132	132	132	
自動車運転免許取得事業	見込み	5	5	5	助成件数/年
自動車改造費助成事業	見込み	8	8	8	助成件数/年
福祉リフトカー事業	見込み	194	196	198	利用者数/年
リフトバス事業	見込み	1,816	1,816	1,816	利用者数/年

(※各事業の内容については18ページを参照)

(第3期計画の実績は、52ページを参照)

【就業・就労支援】

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
更生訓練費給付事業	見込み	5	5	5	利用者数/月
知的障害者職親委託事業	見込み	1	1	1	延べ利用件数/月

(※各事業の内容については18ページを参照)

(第3期計画の実績は、51ページを参照)

【権利擁護支援】

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
障害者虐待防止対策支援事業	見込み	有	有	有	実施有無

(※各事業の内容については19ページを参照)

【その他】

事業名		27年度	28年度	29年度	単位
障害者就業・生活支援センター	見込み	1	1	1	実施箇所数/年
	見込み	409	476	543	利用者数/年
ジョブサポーター養成研修事業	見込み	1	1	1	研修開催数/年

(※各事業の内容については19ページを参照)

第4期計画においては、第3期計画の実績を踏まえ、必要と思われる見込み量を設定しました。

日中一時支援事業については、障害のある人や障害のある子どもの増加に伴い、今後も需要増が見込まれることから、利用は増えていくものと見込みました。

福祉リフトカー事業については、第3期計画の実績を踏まえ、利用者数は増えていくものと見込みました。

障害者虐待防止対策支援事業については、障害者虐待防止対応連絡会議を実施

していくものと見込みました。

障害者就業・生活支援センターについては、実施箇所数は引き続き、1箇所と見込みました。利用者については、今後も増加していくものと見込みました。

それ以外の事業については、今後も現状を維持していくものとして見込みました。

【見込み量確保のための方策等】

日中一時支援事業については、需要増へ対応するため、事業者及び利用者に対して制度の周知と事業内容の説明を十分に行い、サービス提供体制の整備やサービス利用の促進に努めます。

その他の事業についても、障害のある人や障害のある子どもが、地域で自立した生活が営めるよう、また社会参加の促進が図られるよう推進していきます。

Ⅵ 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策

1 障害児通所支援及び障害児相談支援

平成24年度からの見込み量及び実績

	単位		24年度		25年度		26年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
児童発達支援	日数 ／月	見込み	—	—	—	—	—	—
		実績	7,727	2,274	7,997	2,433	—	—
	人数 ／月	見込み	—	—	—	—	—	—
		実績	335	293	347	322	—	—
放課後等デイサービス	日数 ／月	見込み	—	—	—	—	—	—
		実績	3,801	1,033	5,272	1,489	—	—
	人数 ／月	見込み	—	—	—	—	—	—
		実績	173	140	236	206	—	—
保育所等訪問支援	日数 ／月	見込み	—	—	—	—	—	—
		実績	0	0	0	0	—	—
	人数 ／月	見込み	—	—	—	—	—	—
		実績	0	0	0	0	—	—
障害児相談支援	人数 ／月	見込み	—	—	—	—	—	—
		実績	0	0	0	0	—	—

(※ 各サービスの内容については20ページを参照)

平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援の実施主体が市町村となったことにより、平成24年度からの実績を掲載しました。

※見込みにつきましては、第3期障害福祉計画に記載されていないため、実績のみ3月現在を記載しました。

第4期計画の見込み量

	単位		27年度		28年度		29年度	
			支給決定	利用	支給決定	利用	支給決定	利用
児童発達支援	日数 /月	見込み	8,763	3,430	9,358	3,651	9,381	3,660
	人数 /月	見込み	393	334	409	356	410	357
放課後等デイサービス	日数 /月	見込み	9,860	3,087	13,796	4,319	19,297	6,041
	人数 /月	見込み	441	371	617	518	863	725
保育所等訪問支援	日数 /月	見込み	100	16	150	24	200	32
	人数 /月	見込み	10	8	15	12	20	16
障害児相談支援	人数 /月	見込み	844	396	1,041	489	1,293	607

第4期計画においては、平成26年度までの実績に基づいて見込み量を設定しています。

見込み量については、障害児通所支援等を行うためには、必要な支援と考えられることから増加すると見込んでいます。

【見込み量確保のための方策等】

障害児通所支援等については、利用見込みが増大されることから、事業者に対して、国の動向や他の子育て支援施策等との緊密な連携を図り、支援体制の整備を図っていきます。

Ⅶ 障害福祉計画の推進

1 制度の周知

国では、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等を含む、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などの改正が行われています。

新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

2 制度の円滑な実施

地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターである「ふらっと船橋」、市の担当部局、関係行政機関、保健医療機関、教育機関、福祉施設、事業者団体及び障害者団体などの連携によるネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施と障害福祉計画の推進体制の強化に努めます。

3 計画達成状況の点検及び評価

毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行います。この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。また、計画作成時には、船橋市自立支援協議会や市民に対して、意見聴取を行います。